

ニュースレター 9

2010

9月1日は防災の日です。また9月は台風シーズンを迎え、風水害が多発する季節でもあります。この時期だからこそ、自社の防災対策の見直しをしてみてもいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人フューチャースケープ

東京都港区高輪4丁目9-18
TEL : 03-5423-0668 / FAX : 03-5475-3546

www.futurescape.co.jp



税務調査の受け方

「マルサの女」（監督：故伊丹十三氏）という映画をご存知ですか？

「マルサの女」では、宮本信子扮する板倉亮子が、一税務署の調査官からマルサへ昇進し、査察の実態とこれを取り巻く人間関係を映し出した、上映当時は随分と話題になった映画です。

現在のマルサは、国税庁と全国の各国税局にある査察部や査察課の通称名で、マルサで働く人たち（国税査察官）は、裁判所の許可を得て、強制調査を行い、場合によって検察庁へ告発します。このようなマルサは、悪質な脱税者に対する刑事責任の追及を目的とされている査察調査であり、通常の税務調査とは趣が異なります。

それでは通常の税務調査とは、一体どういうものなのでしょうか。

税務調査って何？

国税庁ホームページでは、「税務調査は、納税者の申告内容を帳簿などで確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるもの」と記載されており、平成20事務年度での調査件数は332,000件でした（国税庁HP「国税庁レポート2010年度版 15ページ 3. 適正・公平な税務行政の推進」より）。

このような税務調査では、まず原則として事前に調査日時などを納税者に対して通知します。調査日には調査対象年度の申告書類や帳簿書類等を納税者の事務所等で閲覧しつつ、その都度質疑応答しながらすすみます。その上で、申告内容に誤りが認められた場合に、修正申告に応じるような是正等が行われていきます。

税務調査を受ける際のポイント

“税務調査”と聞けば、「え？何しにくるの？」と身構えてしまったり、不安な気持ちからか普段とは違った高圧的な態度をとったり、威嚇してしまったりする方もいらっしゃるようですが、そのような態度をとる必要は全くありません。

調査担当者も人です。

そのような態度をとられたとしたら、「何かやましいことでもあるのかな？」と変に勘ぐられたり、「そういう態度をとるのなら」と調査がスムーズにすすまなくなってしまい、険悪な関係となってしまうでしょう。

また、落ち着いたのない態度や不用意な発言も控えましょう。質問されていないことをベラベラ話す必要はありませんし、質問されたことに対して過剰に反応する必要もありません。

逆にへりくだる必要もありません。調査担当者からの質問や発言に対して反論や意見があれば、発言を最後まで聞いた上で、毅然とした態度で理路整然と述べればよいのです。もちろん、証拠となる書類を用意した上で発言すると、なおよいでしょう。

特に、初対面である調査当日の挨拶はとても重要といえます。お互いに緊張しているとはいえ、誠実な態度で接すれば、相手の調査担当者の心象もよく、同じように誠実な態度で接してくれるでしょう。はじまりがうまくいけば、後の調査もスムーズにすすみます。

調査日時の連絡から調査日までには、ある程度の日数があります。その間に、調査対象となる事業年度等について、懸案事項や用意すべき資料などの打合せを私どもと行い、不安な気持ちや高揚する気持ちをまず落ち着かせることが何より大切でしょう。

税務調査を受ける心構えチェックリスト(簡易版)

税務調査を受ける際の心構えを、簡単なチェックリスト形式にまとめました。

このチェックリストは、税務調査を受ける前に、気持ちを落ち着かせたり、対応方法を確認していただくために作成しています。各々の内容を読みながら、どのような対応をしたらよいのかご確認ください。

税務調査を受ける心構えチェックリスト(簡易版)



チェック	内 容
<input type="checkbox"/>	通常の税務調査であれば、特に意識したり、緊張する必要はありません。 もし、心配ごとがあれば、事前に私どもへご相談ください。
<input type="checkbox"/>	誠実な対応が、調査をスムーズにすすめ、早く終わらせる最大のポイントです。
<input type="checkbox"/>	雑談等も、調査担当者にとっては貴重な情報源となります。 不用意な発言を行って、疑義が生じないようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	調査担当者からの質問で理解できない場合には、遠慮せずに聞き返しましょう。 その場合には、相手の話の途中で聞き返すのではなく、最後まで聞いてから、聞き返すようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	調査担当者の質問や指摘事項について、反論すべきことは、自信を持って冷静に 理路整然と行いましょう。感情的な態度は、相手から見て「怪しい」と捉えられてしまいます。
<input type="checkbox"/>	調査担当者から事情聴取を受けるときには、必ず一人で受けしないでください。 受ける前に、必ず私どもへご相談ください。

※確認できましたら、□に“レ”を入れてください。

国税局をはじめ、各税務署の人事異動は例年7月10日に行われることから、これ以降、新たな年度として調査連絡等が始まります。連絡がきたら落ち着いて対応していただき、私どもへご連絡ください。



労務情報

「管理監督者」の適正な範囲とは

名ばかり管理職問題の背景

一昨年に有名ファストフードチェーン店で起きた、名ばかり管理職問題が大きな話題となりました。この事件は、上記チェーン店の店長が自らは法律上の管理監督者には当たらないとして、時間外手当の支払い等を求めたものでしたが、これを契機として、多くの企業で管理職の取扱いについて裁判に発展し、多額の時間外手当の未払い精算を行った事例が増加しています。

このような背景には、そもそも労働基準法が定める管理監督者の定義を正確に理解しないまま管理監督者として取り扱っていることに主な原因があります。そこで以下では、法律が求める管理監督者の要件について取り上げます。

法律上の管理監督者とは

労働基準法における「管理監督者」とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者であるとされています。それが故に管理監督者については一般の従業員同様に時間管理を行うことがそぐわないことから、労働時間（深夜業を除く）、休憩、休日に関する規制の適用を受けないことになっています。結果として時間外手当の支払いが必要ないということになるのです。しかし、実際に管理職が法律上の「管理監督者」に当てはまるか否かは、役職名ではなく、その職務内容、責任と権限、勤務態様等の実態によって判断する必要があります。その主要な判断要素の例は以下のとおりです。

要素	内容（具体例）
①職務内容、責任と権限	<input type="checkbox"/> 経営方針の決定に参画していること <input type="checkbox"/> 採用（人選を含む）・解雇の権限があること <input type="checkbox"/> 職務内容に人事考課が含まれていること <input type="checkbox"/> 勤務割表の作成や残業命令を行う責任と権限があること など
②勤務実態	<input type="checkbox"/> 遅刻・早退をすることで、賃金を控除したり人事考課によりマイナス評価を行うなど不利益な取扱いがなされていないこと <input type="checkbox"/> 労働時間の使い方について自由裁量があること など
③待遇	<input type="checkbox"/> 職務の重要性に見合う十分な役付手当等が支給されていること など

今後も多くの企業で管理職からの未払い時間外手当の請求が行われることなどが懸念されています。よって、今の時点で、管理監督者の定義を再確認し、その線引きの見直しや、管理監督者に相応しい職責や処遇の整備などを行なっておきたいものです。

なお、管理監督者についても安全配慮義務の一環として社員の健康管理が求められますので、企業としては過重労働を防止するために労働時間の把握を行うなどの対策を講じておく必要があります。





経営情報

消費者の商品選択の決め手は？

突然ですが、質問です。

消費者が商品やサービスを選ぶときの最重要ポイントは、果たして何だと思われませんか？

価格は最重要ポイントではなかった

経済産業省が平成22年4月に発表した「消費者の購買に関するニーズの動向調査」(*)によると、消費者が商品やサービスを選択する際に最も重視する事項は、「信頼できる」ことでした。次いで「安心できる」ことで、「低価格」は第3位という結果でした。

大企業に比べて体力の弱い中小企業は価格競争に陥ると勝ち目がなく、価格以外の部分で差別化を図らなくてはならない、ということが盛んにいわれますが、今回の発表は、価格以外の部分で勝負できることを裏付けた形となりました。

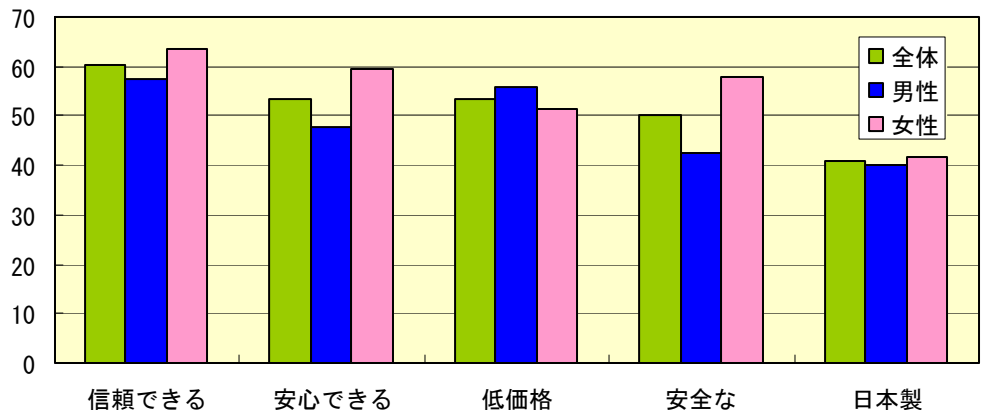
ターゲットが重視するポイントを見極める

次に上記調査から、消費者が商品やサービスを選択する際に重視する項目の上位5つと、その項目について男女別の重視する割合を紹介します。

調査対象消費者全体の回答の上位5つをつなげると、「信頼でき、安心でき、低価格で安全な日本製」であることが消費者にとってのこだわりのポイントとなります。

男性の場合、日本製よりも「高機能」であることが重視されています。

消費者が商品やサービス選択時の「こだわり」ポイント上位5つ（複数回答、単位：％）



経済産業省「消費者の購買に関するニーズの動向調査」より作成

また、女性の場合はやはり日本製よりも「長く愛せる」ことが重視される傾向にあります。

この結果、男女別に上位5つの順位を並べると、男性は「信頼でき、低価格で安心でき、高機能で安全」が、女性は「信頼でき、安心でき、安全で低価格で長く愛せる」となります。男性の方が低価格志向が強く、女性の方が安全性を重視する傾向があります。

この調査は性別以外にも年代別の結果なども発表されているので、新商品やサービスの開発時に参考になるものと思われます。

ただし、性別はもちろん年代別などによっても、商品やサービスを選択する際のポイントが異なってきます。新商品を開発する場合など、自社の商品やサービスのターゲットは誰なのか、そのターゲットが重視するポイントは何なのか、を明確にしなくてはなりません。それを怠ると、訴求すべきポイントがずれて失敗する可能性がありますので、注意が必要です。

(*) インターネットを用いて集めた3000人分（全国20～69歳の男女を、10歳刻み×性別2層の合計10層について9ブロックの地域ごと、人口構成比で割付）のサンプルを基にして、平成21年12月に行われた調査です。結果の詳細は、以下の経済産業省のサイトでご確認ください。
<http://www.meti.go.jp/press/20100421002/20100421002.html>



医療情報

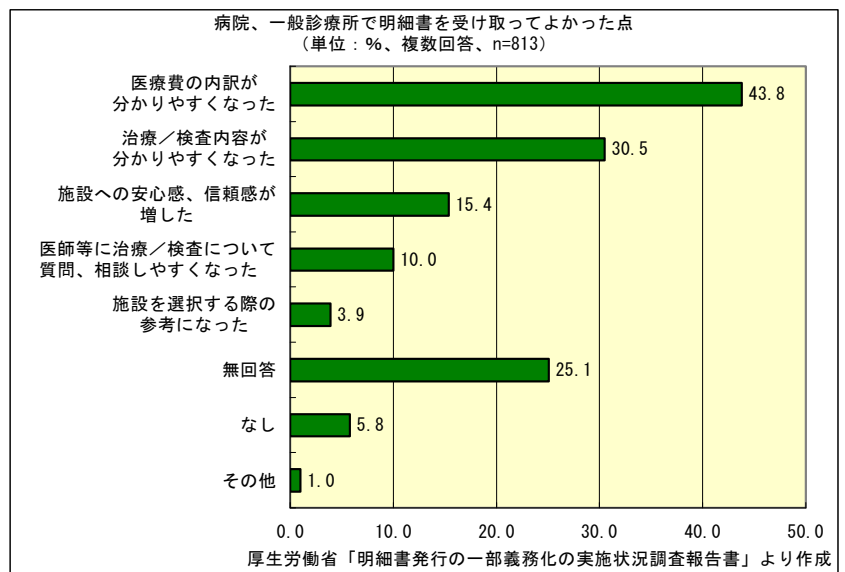
患者さんは明細書に どんなことを感じているか

平成22年度に医療機関に対して、正当な理由のない限り原則義務化された明細書の発行ですが、明細書について、患者さんはどのような感想を持っているか、ご存知ですか。

患者さんは明細書にどのような感想を持っているのか

義務化前の段階ですが、21年度に厚生労働省が、医療機関や患者さんに対して明細書に関する調査を行いました。22年5月に発表されたその調査報告書(*)から、病院・一般診療所の患者さんが、明細書を受け取ってよかった点に関するアンケート結果をまとめると、右グラフのようになります。

「内容が分かりやすくなった」とする回答が多くなっています。一方で、「安心感や信頼感が増した」、「医師等に質問、相談しやすくなった」とする患者さんは多くはありません。



次に、上記調査結果から、患者さんの明細書についての意見や要望をご紹介します。

- ・医療に知識がないので、受け取っても良く分からないのが実情だ。
- ・専門用語で記載されているのが多いので、もっと細かく内訳して欲しい。(例)薬の効きめや名称等は外来時にもらうが、退院時にも念の為病院側から改めて説明を加えてもらいたい。
- ・先生がきちんと診療の時、説明してくださる方なら、どの治療にいくらかかったか程度で良いと思う。分かりやすい用語を使うことが大事だと思う。医学用語は分かりづらい。
- ・お薬手帳のようにシールなどで、こちら(患者側)が管理しやすくなっていると助かる。もしくは、治療の結果(明細)に照らし合わせて、出された薬など一緒に記入してあると実用的だと思います。
- ・明細書を受け取っても、たとえば検査項目が書かれていてもその意味、何の検査であるかが解らなければ、何もならない。内容を説明してもらった上でいただくのであれば、場合によってはよい。

求められる説明対応力の強化

患者さんが診療等に関する詳しい情報を得られるようになると、その内容について疑問に思うことが増えてくることでしょう。そして、医療機関に対して質問や説明を求める機会も増えてくるものと思われます。そのため、患者さんへの説明対応の差が医療機関の評価を左右することにもなります。医療機関では、医師はもちろん職員についても、患者さんへの説明対応力を高めることが、より一層必要になってくることでしょう。

(*) 厚生労働省の中央社会保険医療協議会が平成22年5月に発表した「明細書発行の一部義務化の実施状況調査報告書」。詳細は以下の厚生労働省のサイトをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/05/d1/s0526-7b.pdf>

今月は3月決算先では上半期の業績の確認及び下半期の方針を決める大事な時期です。また台風シーズンですので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

2010年9月

お仕事備忘録

1. 上半期の業績報告及び下半期の方針発表会

2. 平成22年9月分(10月納付分)から厚生年金保険の保険料率が改定

3. 社会保険料 定時決定結果の反映(平成22年9月より)

4. 障害者雇用促進月間

5. 高卒採用の選考開始

6. 防災や安全対策の見直し



1. 上半期の業績報告及び下半期の方針発表会

3月決算法人は9月で上半期が終了します。

初年度に立てた経営計画の達成状況をチェックし、下半期の対策や今後の経営計画の再検討をしましょう。

また、社員全員で検討会を開催し、意思の疎通を図るのもよいでしょう。会場が必要な場合は早めに手配をしておくことが肝心です。

2. 平成22年9月分(10月納付分)から厚生年金保険の保険料率が改定

今月分から厚生年金保険料が変更になり、0.354%引き上げられ16.058%となります。変更後の保険料は「平成22年9月分(10月納付分)から、平成23年8月分(9月納付分)まで」適用されますので、控除間違いのないように注意が必要です。

3. 社会保険料 定時決定結果の反映(平成22年9月より)

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分(10月末納付)からです。※社員からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取り扱いをご確認ください。

4. 障害者雇用促進月間

9月は障害者雇用促進月間です。平成22年7月より改正障害者雇用促進法が施行されましたので、その改正内容についても確認しておきましょう。

5. 高卒採用の選考開始

来春高卒予定者については、求人票も各学校へ配布され各学校からの「〇〇という者を推薦しますので〇月〇日に履歴書を持って行かせます。」などと推薦の連絡が入り、採用活動も本格的になります。

推薦文書・応募書類で書類選考、面接の日程・内容の打合せ、面接・採用試験後の段取りを決め、採用試験を迎えましょう。

採用選考では志願者に面接をする企業も多数あることと思いますが、してはいけない質問もあります。

以下の質問はタブーとなりますので注意しましょう。

- ◆ 出身地、本籍を問うもの <あなたの出身地はどちらですか>
- ◆ 家族構成、家族の職業を問うもの <あなたのお父さんは何をしていますか。ご兄弟の勤務先はどちらですか>
- ◆ 志願者の信条を問うもの <あなたの尊敬する人物を教えてください>

6. 防災や安全対策の見直し

[防災対策]

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。

防災対策の見直し機会と捉えて、全社的に再点検しましょう。

大雨で雨漏りがしてしまうかも!

施設や工場等、適宜点検・修理依頼をしましょう。

万が一が起きてしまう前に!

ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。

非常時用の医薬品等の準備や、書類を重要度に応じた表示や区分をして整理することに加え、避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

[安全運動]

秋の全国交通安全運動が9月21日~30日にかけて行われます。これを機に、安全運転の徹底や通勤許可申請の更新手続き、運転免許証のチェックを行うなど社内管理を強化しておきましょう。



台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備(取引先への連絡手段、代替手段など)もしておきましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	水	大安	
2	木	赤口	
3	金	先勝	
4	土	友引	
5	日	先負	
6	月	仏滅	
7	火	大安	
8	水	友引	白露
9	木	先負	
10	金	仏滅	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(8月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11	土	大安	
12	日	赤口	
13	月	先勝	
14	火	友引	
15	水	先負	
16	木	仏滅	●新卒高校生の採用選考・内定開始
17	金	大安	
18	土	赤口	
19	日	先勝	
20	月	友引	敬老の日
21	火	先負	●秋の全国交通安全運動(～30日まで)
22	水	仏滅	
23	木	大安	秋分の日
24	金	赤口	
25	土	先勝	
26	日	友引	
27	月	先負	
28	火	仏滅	
29	水	大安	
30	木	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払(8月分)